

# 正しい一票で明るい県政

## 山口県知事選挙

### 投票日 7月31日 午前7時～午後6時

山口県知事選挙が7月11日告示され、31日に市内21か所の投票所で一斉に投票が行われます。この選挙は、これから4年間県民の代表として、県政を推進する人を選ぶ大切な選挙です。よりよい山口県を築くため、すすんで投票しましょう。

#### 投票のできる人は

選挙人名簿登録者に限られます。昭和43年8月1日以前に生まれた人で、昭和63年4月10日以前から長門市内に引き続き住所のある人が選挙人名簿に登録されます。

#### 最近転入した人は

山口県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されていて、引き続き長門市に住所を移した場合、登録要件が居住期間の関係で満たされないため、長門市の選挙人名簿に登録されなかった人でも、転入前の市町村で投票することができます。

この場合は、長門市長の発行する引き続き住所を有する旨の証明書が必要です。

#### 選挙人名簿への登録は

選挙人名簿に登録されるためには、4つの要件があります。

- ① 日本国民であること。
- ② 年齢が20歳以上であること。
- ③ 長門市に住民票が作成された日（転入者については、

転入届をした日）から引き続き3か月以上、長門市の住民基本台帳に記載されていること。

④ 欠格要件に該当しないこと。この4つの各要件を、登録基準日7月10日現在に、そなえていなければなりません。

#### 市内で住所が変わった人は

ことし6月22日までに転居届をされた人は新住所で、6月23日以後に届け出された人は、旧住所の投票所で投票していただきます。

#### こんなときには不在者投票を

投票は投票所で行うのが原則ですが、やむを得ない用務や旅行、病気・出産などで投票日に投票所へ行けない人は、あらかじめ選挙管理委員会や病院などで不在者投票ができます。

不在者投票の取り扱いは、次のとおりです。

期間 7月11日～7月30日  
場所及び時間  
選挙管理委員会事務局  
午前8時30分から午後5時まで（毎日）

・各支所  
午前8時30分から午後5時まで（但し、土曜日の午後及び日曜日を除く）

#### 郵便による不在者投票

身体障害者等で身体障害者手帳及び戦傷者手帳の交付を受け、選挙管理委員会の発行する郵便による不在者投票証明書の交付を受けている人は、自宅で不在者投票をすることができます。

くわしい手続きは、選挙管理委員会事務局におたずねください。但し、郵便による不在者投票用紙等の請求期限は7月27

日の午後5時までです。



#### 点字・代理投票

目の不自由な人は点字で、身体の故障で字の書けない人は代理投票することができますので、投票所の受付に申し出てください。

#### 県外に転出した人

県外に転出した人は、この選挙では選挙権はありません。

#### 一票をムダにしないで!

次のような投票は無効になります。

- ① 二人以上の氏名を書いた場合
- ② よけいなことを書いた場合
- ③ 誰に投票したか、わからない場合

- ④ 白紙投票の場合
- ⑤ スタンプなどで押した投票の場合
- ⑥ 投票用紙でないもので投票した場合

#### 入場券を忘れずに

入場券は、7月25日ごろまでに区長さんを通じて配布します。

入場券は、自分のものか確かめて持参してください。入場券を紛失したときは、当日投票所で再交付を受け投票してください。

#### 大日比投票所を変更

大日比投票所をこれまでの共同作業所から、公会堂に変更しておりますので御注意ください。

海区漁業調整委員会  
委員  
一般選挙  
告示 7月26日  
投票日 8月4日

※選挙についての問合せ先は  
長門市選挙管理委員会  
事務局へ：  
②-21111  
(内線320・321)

